



宿泊約款

第1条 (この約款の適用)

当ホテルが締結する宿泊及びこれに関連する契約は、この約款の定めるものとし、この約款で定められていない事項については、法令または慣習によるものといたします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特別の契約を締結することがございます。

第2条 (宿泊の拒絶)

当ホテルは、次の場合には、ご宿泊の引受をお断りする事がございます。

- (1) ご宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)のため客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊を希望する方が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊を希望する方が、明らかに左列の者であると認められるとき。
- (5) ご宿泊に関して特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の不備その他やむを得ない理由により宿泊していただくことができないとき。
- (7) 山梨県条例(旅館業法の施行について)の規定する場合に該当するとき。
 - ・明らかに精神病患者と認められ、且つ適当な保護者のない者又は、泥酔者が宿泊される場合、喧騒し他の宿泊者に危害の念を抱かせ若しくは安眠を妨害する虞があると認められる者。
 - ・宿泊しようとする者の健康状態、若しくは携帯品等によって他の宿泊者に衛生上の危害の念を抱かせる虞がある者。
- (8) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月15日法律第77号)による暴力団および暴力団員(以下「暴力団」・「暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会勢力であるとき。
 - ・宿泊しようとする者が、暴力団・暴力団員により事業種別を直接或いは間接的に支配された法人、その他団体であるとき、又は、当該法人・団体の役員、従業員、構成員、その他の関係者であるとき。
 - ・宿泊しようとする者が法人又は団体で、その役員若しくは従業員又は構成員のうち、暴力団員に該当する者がいるとき。

第3条 (氏名等の明告)

当ホテルは、ご宿泊のお申込み(以下「宿泊予約のお申込み」といいます)をお受けした場合には、期限を定めてお申込みに対して次の事項の明告をお願いすることがございます。

- (1) 宿泊されるお客様の氏名、性別、住所、国籍及び職業
- (2) その他ホテルが必要と認めた事項

第4条 (予約金)

当ホテルは、宿泊予約のお申し込みをお受けした場合には、期限を定めて、ご宿泊期間(ご宿泊期間が3日をこえる場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金のお支払いをお願いする場合がございます。

2 前項の予約金は、第5条の定める場合に該当するときは同条の予約取消手数料に充当し、残額が返れれば返します。

第5条 (予約取消)

当ホテルは、宿泊予約のお申込者が、宿泊予約の全部又は一部を取消したときは、別表の予約取消手数料の規定により取消料を申し受けます。ただし、団体客(バイキングメンバー15名以上の場合、以下同じ)の一部において宿泊予約の取消があった場合には、宿泊の日の10日前の日(この日以後にお申し込みをお受けした場合には、その日)における宿泊予約人数の10%以内にあたる人数(端数が半の場合は切り上げ)については、この限りではございません。

2 当ホテルは、宿泊されるお客様が連絡なしにご宿泊当日の午後10時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になってもご到着がないときは、宿泊予約が取消されたものとみなして処理することがございます。

3 前項の規定により取り消されたものとみなした場合、宿泊されるお客様が、連絡なしにご到着なかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延、その他お客様の責に帰せざる理由によるものであることが証明されたときは、第1項の予約取消手数料は返しません。

4 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を取消することがございます。

- (1) 第2条第1項第3号から第8号まで該当することとなったとき。
 - (2) 第3条第1項第1号の事項の明告をお願いした場合、期限までこれら事項の明告がされないとき。
 - (3) 第4条第1項の予約金のお支払いをご請求した場合、期限までお支払いがないとき。
- 5 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を取消したときは、その予約についてすでにご記載した予約金が返れれば返し致します。

第6条 (宿泊の登録)

宿泊されるお客様は、ご宿泊当日ホテルのフロントオフィスで次の事項を登録していただきます。

- (1) 第3条第1項第1号の事項
- (2) 外国人の場合は、旅券番号、日本入国地及び出発年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項

第7条 (料金のお支払い)

料金のお支払は、チェックインの際前金にて当ホテルのフロント会計係でお願いします。

2 宿泊されるお客様が宿泊のご登録後、任意にお泊りにならなかった場合でも宿泊料金をご記載いたします。

第8条 (利用規則の厳守)

宿泊されるお客様は、当ホテルが定めたホテルご利用についての定めに従っていただきます。

第9条 (宿泊継続の拒絶)

当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中でも、次の場合にはご宿泊の継続をお断りすることがございます。

- (1) 第2条第1項第3号から第8号まで該当することとなったとき。
- (2) 前条のご利用についての定めに従われないとき。

第10条 (宿泊の責任)

お客様のご宿泊に関する当ホテルの責任は、お客様が当ホテルのフロントオフィスで宿泊のご登録をなさった時、又はその部屋にお入りになった時のうちいずれか早い時ご始まり、お客様がご出発の為に部屋をあけられた時ご終わります。

2 当ホテルの責に帰すべき理由によって、宿泊されるお客様が部屋の提供ができなくなったときは、火災、その他の理由により困難な場合を除き、そのお客様ご同一又類似の条件による他の宿泊施設をご斡旋いたします。この場合には、客室のご提供が継続できなかった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金をご記載いたしません。

予約取消手数料申し受け規定

団体客

- イ、宿泊日9日前から2日前までの取消し
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ロ、宿泊日前日の取消し
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
- ハ、宿泊当日の取消し
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%